（協議会が組織されている場合における農地の転用に係る土地利用方針に関する協議及び同意）

第七条　法第四十九条第一項の規定により協議をし、及び同意を得ようとする被災関連市町村等（法第四十六条第三項に規定する被災関連市町村等をいう。以下同じ。）であって、法第四十六条第一項第一号に掲げる地域をその区域とするものは、協議書に復興整備計画（同項に規定する復興整備計画をいう。以下同じ。）に記載しようとする土地利用方針（同条第二項第三号に規定する土地利用方針をいう。以下同じ。）を記載した書類及び次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを法第四十七条第一項に規定する復興整備協議会（以下「協議会」という。）に提出するものとする。

一　復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

二　前号の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

2　土地利用方針について法第四十九条第一項の農林水産大臣の同意を得た被災関連市町村等は、当該同意を得た土地利用方針が記載された復興整備計画が法第四十六条第六項の規定により公表される日の前日までに、当該土地利用方針に係る復興整備事業（同条第二項第四号の復興整備事業をいう。以下同じ。）に関する書類として農林水産大臣が定める書類を、農林水産大臣に提出するものとする。

（土地改良事業に関する協議）

第八条　法第五十二条第四項の会議における協議又は同項の土地改良施設の管理者への協議をしようとする被災関連市町村等は、協議書に復興整備計画に記載しようとする同項の土地改良事業に関する事項を記載した書類及び土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の二第六項に規定する予定管理方法等その他必要な事項を記載した書類を添えて、これらを協議会又は当該土地改良施設の管理者に提出するものとする。

（漁港漁場整備事業の要件）

第九条　法第五十五条第一項の農林水産省令で定める要件は、漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）第一条の二各号に掲げるものとする。

（協議会が組織されている場合における漁港漁場整備事業に関する協議及び同意）

第十条　法第五十五条第二項の会議における協議をし、及び同意を得ようとする被災関連市町村等は、協議書に漁港漁場整備法施行規則別記第一号様式により作成した復興整備計画に記載しようとする同項の漁港漁場整備事業に関する事項を記載した書類を添えて、これらを協議会に提出するものとする。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。

○農林水産省・国土交通省令第二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第二項及び第四項、第五十七条第一項（同条第十一項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第七項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）及び第十一項並びに第六十二条第一項及び第四項第一号の規定に基づき、農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　前田　武志

農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則

（協議会が組織されている場合における土地利用基本計画の変更等に関する協議及び同意）

第一条　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第四十八条第二項の規定により協議をし、及び同意を得ようとする被災関連市町村等（法第四十六条第三項に規定する被災関連市町村等をいう。以下同じ。）は、協議書に復興整備計画（法第四十六条第一項に規定する復興整備計画をいう。）に記載しようとする法第四十八条第一項各号に定める事項を記載した書類、当該事項に係る土地利用方針（法第四十六条第二項第三号に規定する土地利用方針をいう。）を記載した書類その他農林水産大臣及び国土交通大臣が定める書類を添えて、これらを復興整備協議会（法第四十七条第一項に規定する復興整備協議会をいう。）及び法第四十八条第二項各号に定める者に提出するものとする。

（都市計画の決定又は変更等に係る事項の案の公告）

第二条　法第四十八条第四項の規定による公告は、同条第一項第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項の種類、当該事項を定める土地の区域並びに当該事項の案の縦覧の場所及び期間について、被災関連市町村等の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（事業計画の認定の申請）

第三条　法第五十七条第一項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画（同条第一項に規定する事業計画をいう。以下同じ。）の認定を受けようとする被災関連市町村（法第四十六条第一項に規定する被災関連市町村をいう。）は、申請書及び事業計画を提出しなければならない。

（施行地区位置図及び施行地区区域図）

第四条　法第五十七条第二項第一号に掲げる施行地区の同項の規定による事業計画への記載は、施行地区位置図及び施行地区区域図によりしなければならない。

2　前項の施行地区位置図は、縮尺三万分の一以上とし、施行地区の位置、都市計画区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。次項において同じ。）、市街化区域（同法第七条第一項に規定する市街化区域をいう。次項において同じ。）、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項に規定する農業振興地域をいう。次項において同じ。）及び農用地区域（同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。次項において同じ。）を表示した地形図でなければならない。ただし、縮尺三万分の一以上の地形図がないときは、施行地区位置図の縮尺は、五万分の一以上であることをもって足りる。

3　第一項の施行地区区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、施行地区の区域並びにその区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域の境界、市街化区域の境界、農業振興地域の境界、農用地区域の境界並びに宅地（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第六項に規定する宅地をいう。以下同じ。）の地番及び形状を表示したものでなければならない。

（復興一体事業の概要に関する図書）

第五条　法第五十七条第二項第二号に掲げる復興一体事業（同条第一項に規定する復興一体事業をいう。以下同じ。）の概要の同条第二項の規定による事業計画への記載は、設計説明書及び設計図によりしなければならない。

2　津波復興住宅等建設区（法第五十七条第三項に規定する津波復興住宅等建設区をいう。以下同じ。）は、前項の設計説明書及び設計図により定めなければならない。

3　第一項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該復興一体事業の目的

二　施行地区内の土地の現況

三　復興一体事業の施行後における施行地区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の復興一体事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合

四　保留地の予定地積

五　公共施設（土地区画整理法第二条第五項に規定する公共施設をいう。以下同じ。）の整備改善の方針